



# 災害時に向けた取り組み を考える



東日本大震災から4年。  
被災地では今なお、復旧・復興に  
向けた取り組みが続いています。  
全国では、今後の防災・減災に向  
けた取り組み、そして「地域のつな  
がり」を再構築する活動が展開され  
ています。  
そうした中、民生委員はどのよう  
な取り組みを進めていけばよいので  
しょうか？  
あらためて、自身と家族の安全、  
民生委員としての活動について考え  
てみましょう。

1 特集	…… P 2 ~ 20	2 活動記録の作成	…… P 21
① 災害時に向けた取り組みを考える… P 2 ~ 3		3 事業計画・予算	…… P 22 ~ 25
② 写真で振り返る旭市・浦安市 … P 4 ~ 7		4 平成 26 年度秋の 表彰等受賞者	…… P 26
③ 池上部長に聴く 民生委員による 災害時に向けた取り組み … P 8 ~ 11		5 千葉県共同募金会 からのお知らせ	…… P 27
④ 非常用物品を整える … P 12 ~ 13		6 お知らせ 他	…… P 28
⑤ 松戸市小金南部地区の取り組み … P 14 ~ 16			
⑥ 60 分でできる実践活動検討 … P 17 ~ 20			

# 災害時に向けた 取り組みを 考える

特集①

平成 18 年から展開された「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」。

これを契機に、県内各地でも、災害時に向けた様々な取り組みが進められてきました。また、震災後、国による法整備も進み、その取り巻く環境も変化してきています。

あらためて、地区民児協の中で、民生委員として、どのような取り組みを進めていく必要があるのか考えてみましょう。

本誌の  
統一表記

「民生委員・児童委員、主任児童委員」を「民生委員」、「社会福祉協議会」を「社協」、「全国民生委員児童委員連合会」を「全民児連」と表記。

特集①の  
参考文献

全民児連発行の各誌（P10・11 掲載）、内閣府 HP、総務省消防庁 HP ほか

平成 18 年 4 月から展開された「災害時一人も見逃さない運動」。

この取り組みは、民生委員自身の自助と、平時での体制作りを主眼とし、要援護者台帳（名簿）や災害福祉マップの作成をはじめ、地域の実情把握や関係機関との連携などにおいても、ある一定の成果をもたらしました。

そうした中、発生した平成 23 年 3 月 11 日の「東日本大震災」。当県では、6 市 1 区 1 町（旭市・習志野市・我孫子市・浦安市・香取市・山武市・千葉市美浜区・九十九里町）に「災害救助法」が適用されました。主に、外房沿岸では津波の被害を、また複数の市町村で液状化の被害を受けました。

幸い、民生委員の人的被害はなかったものの、住宅損壊は約 300 件にも及びました。

この震災を受けて、官民挙げての復旧・復興活動が進む中、今後の対応に向けた法整備も進んでいます。

平成 25 年 6 月、国は「災害対策基本法」を改正（主な点は下記 1 参照）。また、内閣府は、同年 8 月「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を定め、市町村行政が「地域防災計画」を改定する際の具体的な方法を示しています。

この指針は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成 18 年 3 月）」を 7 年振りに全面改訂したもので、避難行動要支援者名

## 1. 「改正災害対策基本法」の主な点

主に、①大規模災害に対する即応力の強化、②住民等の円滑かつ安全な避難の確保、③平素からの防災への取組の強化等を含んでいます。また、刻々と変化する状況に応じた適切な支援を行っていくべきことが明示されています。

### ○民生委員関連事項

#### （「避難行動要支援者名簿について」）

①市町村行政に「避難行動要支援者名簿」の作成義務付け

改正法で規定される名簿掲載項目は、次の通り。氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等が必要とする事由、市町村長が必要と認める事項の 7 点。

②避難行動要支援者の要件は、市町村行政で定める

③名簿への掲載にあたって、本人への同意確認は市町村行政が行う

市町村行政は、郵送や個別訪問などを通し、避難行動要支援者に直接、この取り組みの趣旨や、名簿への掲載可否、避難行動要支援者への個人情報提供等について説明及び同意を求める。

④本人同意を前提に、平時から消防や警察、民生委員、市町村社協等の避難支援等関係者に情報提供できる

⑤名簿の提供を受けた者に守秘義務を課すこと

※右記事項は、改正災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」内の名簿関連規定等の要旨

※右記事項は、「地域防災計画」にも規定があるため、一度貴市町村地域防災計画をご覧ください。

## 2. 避難行動要支援者と災害時要援護者の違い

災害対策基本法に明記される「避難行動要支援者」は、発災避難時に着目したもので、また自ら避難する意思表示をし手を挙げた住民です。

## 年表で振り返る 民生委員による災害時に向けた取り組みと国等の動向

### H18.3 (内閣府)「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」

内閣府は、①関係部局間や、要援護者・避難支援者への情報伝達体制の整備、②要援護者情報の共有・活用、③要援護者の避難支援者等に関するガイドラインを提示。

なお、②では、避難支援に関し市町村行政と民生委員間の連携の必要性や情報共有についてふれている。

### H18.4 (全民児連)「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」(～H19.9)

民生委員制度創設 90 周年記念事業として開始。平成 7 年に発生した「阪神・淡路大震災」の教訓を元に、主に次の点に取り組む。①自己点検、②組織点検、③緊急時連絡網の整備、④単位民児協ごとの取り組み、⑤各団体・組織との連携。

### H19.3 「石川県能登半島地震」

### H19.7 「新潟県中越沖地震」

民生委員が整備していた要援護者台帳や災害福祉マップによって、迅速な安否確認につながったことが全国紙に掲載され、社会的にも評価を受ける。

### H19.8.10 (厚生労働省)「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」

厚生労働省は、民生委員による災害時に向けた取り組み等を踏まえ、民生委員をはじめとする福祉関係者と、平時から要援護者情報の共有化を促す通知を各都道府県・指定都市・中核市宛に発出。

### H19.10 (全民児連)「第 2 次民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」(～H22.11 月末日)

基本、平成 18 年からの運動の発展・強化を目的とし、各委員と単位民児協それぞれの活動内容を提示。主なものとして、要援護者台帳と災害福祉マップの整備が挙げられる。

### H22.9 (全民児連)「災害時要援護者支援活動」の推進に関する方針

「災害時一人も見逃さない運動」の継続及び充実を図っていくとともに、本活動を恒常的なものとしていくため、民児協組織共通の活動方針を定める。

その概要は、本活動を事業計画等に位置づけることや、台帳・マップの整備とその更新など 5 項目からなる。

### H23.3.11「東日本大震災」

### H25.6 「災害対策基本法」の改正 ※概要は本文の通り。

### H25.8 (内閣府)「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」 ※概要は本文の通り。

(全民児連)「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針 (第 2 版)」

### H26.1 (全民児連)「災害に備える民生委員・児童委員活動ハンドブック」

簿や個別支援に関すること、地域における共助力の向上などについて示しています。

こうした国の法整備等が進む中、民生委員に求められる活動については、全民児連より「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針 (第 2 版・平成 25 年 8 月)」や、「災害に備える民生委員・児童委員活動ハンドブック (平成 26 年 1 月)」等において、皆さんに提示されているところです。

これらは、東日本大震災の被災状況や聞き取り調査等を踏まえ、民生委員及び家族の自

助をより強調しているほか、基本平時の取り組みに重点が置かれたものとなっています。

また、改正災害対策基本法に即し、刻々と変化する状況 (①平常時、②発災時、③避難所設置期、④仮設住宅以降後の支援) に応じた活動についても提起しています。

加えて、予想される被災状況に応じた活動も必要とされています。地震や台風、土砂災害等に応じ、その想定される内容も津波や液状化、川の氾濫、土砂崩れ等、県内でもその地域環境により様々なことが考えられます。

ただ、これらの指針はあくまで一つの目安

であることに十分ご留意ください。

まず、ご自身の市町村で想定される被災状況をあらためて確認してみてください。

そして、自身と家族の安全を最優先とし、できることをできる範囲で行うこと、関係機関と役割分担を行うことを前提に、震災から 4 年経過した今、あらためて「民生委員による災害時に向けた取り組み」について話し合う場を持ってみてください。

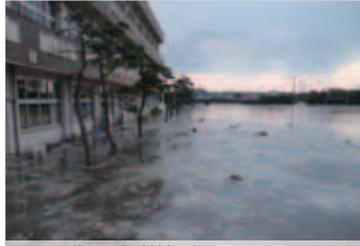
民生委員は、手を挙げなかつた方への対応や避難生活における見守り等を行うこともあるため、全民児連及び当会では、より広い意味で「災害時要援護者」という名称を用いています。

写真で振り返る

# 旭市と震災



11日 17時 23分



飯岡中学校 / 3月 11日



海上中学校体育館 / 3月 11日



防波堤に打ち上げられた漁船・飯岡漁港



飯岡 / 3月 12日



飯岡・玉浦川付近 / 3月 12日



J Aちばみどり旧飯岡支店前 / 3月 12日



飯岡 / 3月 12日 早朝



椎名内・液状化現象



上記写真の現在



上記写真の現在

県内で最も人的被害の多かった旭市。なかでも、最たる被災を受けた飯岡の地は、県内水揚げ量第2位を誇る飯岡漁港を有し、その突端には太平洋と美しい弓状の九十九里浜を一望できる景勝の地・形部岬があります。この岬から望む海が一変した東日本大震災。震災後、そして復旧・復興に向けた軌跡の一部を写真で振り返ります。

## 2 震災を振り返って

旭市民児協会会長 / 飯岡地区民児協会会長



いいた ときお  
飯田 登起夫 さん

平成 16 年、民生委員の委嘱を受ける。平成 19 年より飯岡地区民児協会会長、平成 25 年より市民児協会会長を務める。

現在は、当会評議員をはじめ、市国土強靱化委員等の要職を務める。

(取材日) 平成 26 年 11 月 17 日 (月)

(取材協力) 旭市役所

(取材) 編集委員長 加瀬春男

## 1 旭市の被災状況

(提供：旭市役所 / H27.2.19 日現在)

地震等概要	
最大震度	5 強
最大波高痕跡	7.6m
津波最大到達距離痕跡	940m

市内各種被害額 (千円)	
土木・農業・水産業・商工業・消防施設・公共施設	16,910,701
福島第一原発事故 (農業・水産業被害)	1,429,246
総計	18,339,947

被害状況		
人的被害	死者	14 人
	行方不明者	2 人
住家被害	全壊	336 件
	大規模半壊	434 件
	半壊	511 件
	一部損壊	2,535 件
	合計：3,816 件	
	床上浸水	677 件
	床下浸水	277 件
液状化	774 件	

いいおかふれあいスポーツ公園に建設された応急仮設住宅



旭市に駆けつけたボランティアの皆さん



ボランティアセンターには、連日全国から大勢のボランティアが駆けつけた。3月16～31日の期間内で延べ7,608人が復興作業にあたった。



ボランティアによる土砂除去作業



旭市下永井／3月13日



海上中学校体育館／3月12日



地震発生5時間後、災害協定を結ぶ市内のスーパー等から届く支援物資



震災後初の巻き網漁船の進水式が行われた／9月7日



ボランティアが残した応援メッセージ／飯岡福祉センター



賑わいを取り戻した飯岡漁港の水産朝市／10月9日

写真提供 | 旭市役所

参考文献 | 旭市役所発行「被災地あさひ」、千葉県庁HP・防災危機管理部危機管理課「東日本大震災について(第208報・H24.11.1)」ほか

地震直後の14時49分、気象庁の発表による津波の高さは2m。

「大きな津波が来ることはないだろう。いや、動かなければ。いろんな感情が錯綜して、なかなか落ち着いて考えることはできませんでした」と話すのは飯岡地区民児協会長の飯田さん。

その後、気象庁は予測される津波の高さを15時14分に3m、15時30分には10mに修正。

市では、15時25分以降、防災行政無線で避難情報を5〜10分おきに流し、多くの住民が避難所に向かうことになりました。

「防災無線を聞いて、ぱっと思ったことは足の不自由なひとり暮らし高齢者のことでした。その方も含めて回れたのは4軒程度でした」

飯田さんが避難所へ向かったのは17時頃。その後を追うように、数回来た津波のうち最大波7.6mの津波が来たのも同時刻帯でした。

最初の地震から2時間半が経過していたこともあり、荷物を取りに一時帰宅した方など、この津波による被害が最も大きかったようです。

あらためて当時のことを振り返って、「何より自分と家族の安全が最優先です。その後、委員活動がどれだけできるのかと考えても、それほどできないというのが実感です。民生委員として、平時に住民との関係を築き、必要な情報を周知し、できること・できないことをきちんと伝えておくことが何より大切だと思います」

市民児協としては、これまで通り75歳以上高齢者を中心に、平時の見守り活動を続けていきます。